

人事院公示第 3 号

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和 26 年法律第 191 号）第 17 条の 4 第 2 項第 2 号並びに人事院規則 16—0（職員の災害補償）第 33 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに第 33 条の 1 1 の規定に基づき、平成 4 年人事院公示第 7 号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和 3 年 3 月 31 日

人事院総裁 一 宮 なほみ

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
別表第 1		別表第 1	
期間の区分	率（単位％）	期間の区分	率（単位％）
（略）	（略）	（略）	（略）
平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで	100	平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで	100
令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで	100		
別表第 2		別表第 2	
期間の区分	率（単位％）	期間の区分	率（単位％）
（略）	（略）	（略）	（略）

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	100	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	100
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	100		

2 この決定による改正は、令和3年4月1日から効力を発生する。